

Tax

Issue P356 – 2022 年 6 月 16 日

日本語翻訳版

Tax Analysis

OECD による「第 1 の柱-利益 A：規制された金融サービス業の除外」の公布

Authors :

Sophie Wei

Partner

Tel:+86 10 8520 7622

E-mail: swei@deloitte.com.cn

Rachel Ying

Director

Tel:+86 21 6141 1482

E-mail: razhao@deloitte.com.cn

Yu Zhang

Assistant Manager

Tel:+86 10 8512 5905

E-mail: yuzhangbj@deloitte.com.cn

Jason Ye

Senior Consultant

Tel:+86 21 2329 5823

E-mail: jasonye@deloitte.com.cn

OECD は 2022 年 4 月 4 日と 4 月 14 日に「第 1 の柱-利益 A：適用対象の範囲に関するモデルルールドラフト」及び「第 1 の柱-利益 A：採掘業の除外」に関するパブリックコンサルテーション文書を公布し（上述の 2 つのドラフトは第 1 の柱における利益 A のモデルルールに関する 3 つ目と 4 つ目の構成要素（building block）¹である）、続いて 2022 年 5 月 6 日に「第 1 の柱-利益 A：規制された金融サービス業の除外」に関するパブリックコンサルテーション文書（以下、「ドラフト」）を公布した。「ドラフト」は第 1 の柱における利益 A のモデルルールに関する 5 つ目の構成要素であり、利益 A の適用対象となるグループの判定、及び利益 A の適用対象外となる規制された金融サービス業の収益・利益の判定に関するルールの提供を目的とするものである。「ドラフト」は「適用対象の範囲に関するモデルルールドラフト」と密接に関係しているため、本 Tax Analysis では、「適用対象の範囲に関するモデルルールドラフト」の内容を振り返りながら、「ドラフト」の分析を行う。

1. ドラフトの主要内容

ドラフトの内容は利益 A のモデルルールの「タイトル 2：適用対象の範囲」と「タイトル 9：定義」に組み込まれる予定である。モデルルールの条文に多くの脚注が含まれており、それらは、条文における用語を説明する役割を持つと同時に、利益 A のモデルルールのコメントリー（Commentary）において検討する予定である内容を開示する役割も持っている。

タイトル 2 は対象グループ（Covered Groups）に適用される利益 A の一般ルールを提供するものであり、3 つの付則（Schedule）（「付則 E：対象セグメント」、「付則 F：採掘業の収益・利益の除外」、「付則 G：規制された金融サービス業の収益・利益の除外」）を含む。OECD は 2022 年 4 月 14 日に、

¹ OECD は 2022 年 2 月 4 日に「第 1 の柱-利益 A：ネクサス及び収益源泉地の判定に関するモデルルールドラフト」（1 つ目の構成要素）に関するパブリックコンサルテーション文書を公布し、2022 年 2 月 18 日に「第 1 の柱-利益 A：課税標準の確定に関するモデルルールドラフト」（2 つ目の構成要素）に関するパブリックコンサルテーション文書を公布した。

「付則 F：採掘業の収益・利益の除外」に関するパブリックコンサルテーション文書を、続いて 2022 年 5 月 6 日に「付則 G：規制された金融サービス業の収益・利益の除外」に関するパブリックコンサルテーション文書を公布した。

1.1. 適用対象の範囲に関するルール

「第 1 の柱-利益 A：適用対象の範囲に関するモデルルールドラフト」において、あるグループが一つの期間² (Period) において、「グローバル収益テスト (the global revenue test)」と「利益率テスト (the profitability test)」を同時に充足する場合、利益 A の適用対象である対象グループとなることが定められた。企業が「当年度テスト (Period test)」、「前期間テスト (Prior period test)」、「平均テスト (Average test)」を同時に充足する場合、「利益率テスト」を充足すると判定される。

グループが「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を充足し、且つ採掘業或いは規制された金融サービス業に従事する場合、付則 F の採掘業除外ルール或いは付則 G の規制された金融サービス業除外ルールに基づき、関連する除外調整を行った上で、改めて「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を行わなければならない。除外調整後に「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を充足する場合、当該グループは利益 A の対象グループとなり、利益 A の一般ルール及び付則 F 又は付則 G の規定を適用する。

また、利益 A の適用回避を目的として行われる作弄的なグループ細分化に対抗するため、ドラフトにおいて「細分化防止ルール (Anti-fragmentation Rules)」と呼ばれる濫用防止ルールが設けられている。

1.2. 規制された金融サービス業の除外ルール

規制された金融サービス業の特徴は、特殊な形態の規制を受けること、即ち、資本要件の形で事業体の負うリスクの反映を求められることである。このような規制的要素の影響で、規制された金融サービス業では利益が市場国で創出される傾向がある。そのため、規制された金融サービス業からの収益・利益を利益 A の対象範囲から除外する必要がある。

1.2.1 七つのステップ

「規制された金融サービス業の収益・利益の除外」(付則 G) は上記の一般ルールの枠組みの中で、利益 A の適用対象の判定及び規制された金融サービス業 (「Regulated Financial Services」) からの収益・利益の除外について、以下の 7 つのステップを定めている。ステップ 2 とステップ 3 は規制された金融サービス業を対象とするルールであり、残りのステップは利益 A の一般ルールである。今回の「規制された金融サービス業の収益・利益の除外」のルールに関するパブリックコンサルテーションは、ステップ 2 とステップ 3 を重点的なテーマとして行われた。

ステップ 1：利益 A の適用範囲に関する一般ルールに基づき、グループは、「開示セグメント事業」について「グローバル収益テスト」及び「利益率テスト」を実施し、充足している場合、ステップ 2 に進む。

ステップ 2：対象活動 (即ち、非規制された金融サービス活動) の「収益テスト」を実施し、充足している場合、ステップ 3 に進む。

For more information, please contact:

移転価格サービス
ナショナルリーダー

Lian Tang He

Partner

Tel: +86 10 8520 7666

E-mail: lhe@deloitte.com.cn

Northern China

Sophie Wei

Partner

Tel: +86 10 8520 7622

E-mail: swei@deloitte.com.cn

Eastern China

Jerry Wang

Partner

Tel: +86 512 6289 1308

E-mail: jerrywang@deloitte.com.cn

Southern China

Edison Zuo

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

E-mail: ezuo@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

E-mail: ftang@deloitte.com.cn

² 「期間」とは、グループの最終親会社が連結財務諸表を作成する際の報告期間である。

ステップ3：対象活動（即ち、非規制された金融サービス活動）の「利益率テスト」を実施し、充足している場合、ステップ4に進む。

ステップ4：ネクサス及び収益源泉地の判定に関するルールに基づき、ある課税管轄地からの対象収益がネクサス判定の閾値に達するか否かをテストし、閾値に達する課税管轄地は、利益Aの配分に参加することができる。ネクサステストにおいて、規制された金融サービス業からの収益は考慮されない。

ステップ5：ある期間について、利益Aの配分に関する一般ルールに基づき、各課税管轄地に配分すべき課税利益を算定し、利益配分を行う。その際、マーケティング及び販売活動の利益についてのセーフハーバーを適用する目的では、規制されない金融サービス業からの利益は考慮されない。

ステップ6：二重課税排除メカニズムを適用する。上記のステップを経て、規制された金融サービス業からの除外可能な利益も、二重課税排除メカニズムの対象から除外される。

ステップ7：徴収・管理と報告のために必要な書類を準備する。

1.2.2 規制対象金融機関の定義

規制された金融サービスとは、規制対象金融機関（「Regulated Financial Institution」）より提供されるサービスを指す。規制対象金融機関の識別が規制された金融サービスを判定する基礎であり、上述したステップ2とステップ3の運用上、規制された金融サービスからの収益・利益を除外するための要でもある。

ドラフトでは、「規制対象金融機関」に該当するものとして、以下の7種類の機関が列挙されている。

- a. 預金取扱機関（Depository Institution）
- b. 抵当機関（Mortgage Institution）
- c. 投資機関（Investment Institution）
- d. 保険機関（Insurance Institution）
- e. 資産運用会社（Asset Manager）
- f. 総合金融機関（Mixed Financial Institution）
- g. 規制対象金融機関のサービス事業体（RFI Service Entity）

上述した規制対象金融機関のa～eは、定義に差異があるものの、いずれも下記の3要素を同時に備えている。

- i. 認可要件（licensing requirement）：権限ある当局から営業許可証の発給を受けていること
- ii. 規制資本要件（regulatory capital requirement）：資本要件を充足すること
- iii. 活動要件（activities requirement）：特定の事業活動を行い、且つ財務データが一定の指標に達すること（例：一定期間において、特定の事業活動から得た収益が総収益に占める比率が閾値に達すること）

また、規制対象金融機関のa～eに該当しない事業体も列挙されている。例えば、同一グループの非規制対象金融機関からの資金の預かりや管理、及び当該非規制対象金融機関への関連サービスの提供を主要業務とするグループ内事業体は、「預金取扱機関」に該当しない。この規定は、「グループの財務センターなどの事業体は規制対象金融機関に該当しない」ことを保障するためのものである。

fの「総合金融機関」とは、権限ある当局から預金取扱機関・投資機関・保険機関・資産運用会社に関する営業許可証の発給を受けており、且つ預金取扱機関・投資機関・保険機関・資産運用会社の定義に当てはまる金融機関を指す。

gの「規制対象金融機関のサービス事業体」とは、下記の要件を同時に充足するグループ内事業体を指す。

- i. あるグループの最終親会社（UPE）に（直接的に或いは間接的に）完全支配されており、且つ当該グループが規制対象金融機関（「規制対象金融機関のサービス事業体」を除く）の定義に当てはまるその他のグループ内事業体を（直接的に或いは間接的に）完全支配している。
- ii. 同一グループ傘下の1つ又は複数のその他の規制対象金融機関（規制対象金融機関のサービス事業体を除く）の利益のためにのみサービスを提供する。
- iii. 上述したサービス提供は、当該類型の規制対象金融機関の活動を展開するために必要不可欠である。対象となるサービス活動の範囲については、追って明確化が待たれるが、ドラフトでは、「顧客向けの活動、及びその他の規制対象金融機関の定義にカバーされていない活動（例：フィンテックサービス、決済プロセスサービス）を含まない」と指摘された。

ドラフトにおける規制対象金融機関の定義は、主に定性的なものであり、規制対象金融機関が充足すべき資本要件などの定量的な指標は設けられていない。OECD の所見として、これは、金融分野においてすでに業界の慣行として資本要件の充足などの明確なルールが設けられており、また、具体的な実務規定は課税管轄地ごとに異なっていることを考慮した結果である。

なお、ドラフトによると、今回のパブリックコンサルテーション文書における規制対象金融機関の定義はファイナライズされたものではない。例えば、再保険業務と資産運用業務を「規制された金融サービス業」の範囲に含めるべきではないという意見も存在する。

1.2.3 ステップ2 とステップ3 の具体的なルール

(i) 規制された金融サービス収益の除外に関する具体的なルール (ステップ2 : 対象活動の「収益テスト」)

ステップ2 では、規制された金融サービスに従事するグループの対象活動に対して収益テストを実施する際の収益の除外に関するルールが定められた。即ち、当該グループの連結収益から規制された金融サービスの第三者収益を除外した後、残りの対象活動の収益が閾値を上回っていれば、収益テストを充足し、ステップ3 の利益率テストに進む。その内、規制された金融サービス収益とは、規制対象金融機関の取得する収益を指す。

規制された金融サービスの第三者収益を得るには、グループの各事業体³が「規制対象金融機関」に該当するか否かを判定する必要がある。ある事業体が規制対象金融機関であると判定された場合、その第三者収益はすべて規制された金融サービス収益として除外される。逆に、ある事業体が規制対象金融機関ではないと判定された場合、その第三者収益はすべて「対象活動の収益」と認定される。

また、ドラフトでは、規制された金融サービス収益の除外に関する収益テストのコンプライアンスコスト低減を目的として、ステップ2 について、以下の2つの簡易収益テスト方法が提示された。

- a. グループ内最大の規制対象金融機関を識別し、グループの連結収益から当該規制対象金融機関の取得する第三者収益を除外した金額が 200 億ユーロの閾値を下回る場合、当該グループは収益テストを充足せず、利益 A を適用しない。
- b. 利益 A の対象事業体 (非規制対象金融機関) の収益を (連結調整仕訳を行わずに) 単純合算して得た金額 (実際の連結収益を上回る可能性がある) が 200 億ユーロの閾値を下回る場合、当該グループは収益テストを充足せず、利益 A を適用しない。

(ii) 規制された金融サービス利益の除外に関する具体的なルール (ステップ3 : 対象活動の「利益率テスト」)

ステップ3 では、規制された金融サービス利益の除外に関するルールが定められた。規制された金融サービス利益を除外した後、残りの対象利益率が 10%以上 (複数の期間についてこの要件を満たす必要がある) である場合、利益率テストを充足する。

ステップ3 では、まず、各事業体に対して、規制対象金融機関であるか否かの判定を行い、識別されたすべての「対象事業体」 (非規制対象金融機関) を一つの特殊セグメントとみなした上で、「トップダウン」アプローチ (「top-down」 approach) 又は「ボトムアップ」アプローチ (「bottom-up」 approach) に基づき、対象収益・利益を計算する。

「トップダウン」アプローチにおいて、まず、規制対象金融機関の第三者収益と原価・費用を連結財務データから除外して、対象事業体の収益と原価・費用を計算する。続いて、対象事業体とグループ内の規制対象金融機関との関連者間取引による収益と原価・費用を加算して、利益率の計算及び利益率テストの実施に用いられる最終的な収益・利益を計算する。

「ボトムアップ」アプローチにおいて、非規制対象金融機関 (即ち、「対象事業体」) を一つの特殊セグメントとみなした上で、セグメント会計或いは管理会計のルールに従い、当該セグメントの財務データを連結し、利益率の計算及び利益率テストの実施に用いられる最終的な収益・利益を計算する。「ボトムアップ」アプローチの運用上、対象事業体

³ モデルルールの「タイトル9 : 定義」において、「事業体」は下記のように定義されている。「事業体」とは、個別で財務会計を行う、又はその必要がある、パートナーシップや信託を含むがこれらに限られない法人 (自然人ではない) 又は取り決めのいう。

と第三者、及び対象事業体と同一グループ内の規制対象金融機関との間の取引に関する財務データは当該セグメントに計上されるが、対象事業体間の取引に関する収益と原価・費用は、連結調整仕訳の影響で計上されない。

2. ブループリント報告書との比較

2020年10月に公布されたブループリント報告書において、第1の柱における利益Aの適用範囲に該当するか否かは、活動テストと収益の閾値テストを通じて判定すると定められた。そのうち、活動テストでは、自動化されたデジタルサービス(ADS: Automated Digital Services)と消費者向けビジネス(CFB: Consumer-facing Business)を含めて、業種を識別し区分する必要があるが、収益の閾値テストでは、「グローバル収益テスト」と「最小限国外源泉対象収益テスト」の2つの閾値が設けられた。また、ブループリント報告書は、新しい課税権の適用範囲から除外される事業として、消費者向け金融サービス(銀行・保険・資産管理を含む)、建設、居住用不動産の販売・賃貸、国際航空、海運、採掘、自然資源及びコモディティ取引が提案された。一方、自然資源を製品の原料とする事業(宝飾品やチョコレートなど)はそれらに含まれていない。

2021年10月に公布されたOECD/G20税源浸食と利益移転(BEPS)包括的枠組みの声明(以下「包括的枠組みの声明」)における「第1の柱における利益Aルールの適用対象となるか否かを判定する方法」は既に抜本的な変化を遂げており、自動化されたデジタルサービスや消費者向けビジネスを含めて、業種を識別し区分する必要がなくなり、多国籍企業のグローバル連結売上高と利益率が判定基準となった。これにより、利益Aの適用対象は、特定の業種ではなく、利益率の高い巨大多国籍企業グループに絞られ、採掘業と規制された金融サービス業のみ適用対象外となることが定められた。

ドラフトでは、「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」の計算方法、及び各関連用語の定義について詳しく定められ、一般ルールと採掘業除外ルール、金融業除外ルールとの相互関係がルール設計に反映され、細分化防止ルールが設けられた。規制された金融サービス業の収益・利益の除外について、「規制対象金融機関」の定義が明確に定められた。また、除外収益・利益の計算方法について、詳しいガイドラインが提供された。

3. デロイトの考察

2020年10月のブループリント報告書から2021年10月の包括的枠組みの声明、そして2022年に順次公布された第1の柱のモデルルールドラフトのパブリックコンサルテーション文書まで、利益Aの適用範囲に関するルールが明確になりつつある。利益率の高い巨大多国籍企業グループ(特に、採掘業と規制された金融サービス業に関わるグループ)は、モデルルールの細則を参照して、除外ルールの適用可能性、及び「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を充足する可能性を評価し、当期及び将来年度において利益Aの適用対象になる可能性を早期に評価することが推奨される。

今回公布の規制された金融サービス業の除外ルールから見て、比較的単一の事業を行い、且つ規制された金融サービス活動にのみ従事するグループは、その全体又は大部分の業務が利益Aの適用対象外となる影響で、その対象事業が収益テストと利益率テストを充足しない可能性があるため、そういったグループの利益Aルールから受ける影響が限定的であると考えられる。同時に規制された金融サービス業及びその他事業に従事する巨大多国籍企業グループは、ドラフトのルールに基づき、グループ内の規制対象金融機関を識別し、前述のステップを参照して試算を行うことで、規制された金融サービス業の除外後、その他の事業が利益Aルールの適用対象となるか、なるとすればどの程度の影響を受けるかについて分析することが推奨される。また、「規制対象金融機関g」の「規制対象金融機関のサービス事業体」の定義において、「フィンテックサービスや決済プロセスサービスの提供は規制された金融サービスに該当しない」ことが指摘された。ドラフトにおける「規制された金融サービス事業体」の定義は、原則的・指導的な内容に留まっており、認可要件や規制資本要件などの要素については、各課税管轄地における金融業の監督管理規定と実務に基づき、ケースバイケースで分析と判定を行う必要がある(例えば、中国において少額融資、消費者金融、決済業務に従事する事業体に対して、中国の業界監督・管理の観点から、上記の認可要件を充足するか否かを分析するなど)。

モデルルールの設計方針から分かるように、OECDは実務における事業スキームの複雑性を踏まえた上で、合理的ルールの策定、実務細則の明確化、企業コンプライアンスコストの削減、及び税務機関による徴収管理の難易度間のバランスを追求している。現状、ドラフトにおいて、「利益率テスト」の前期間テストと平均テストは閾値テスト目的の運用(閾値に達すると、その後の期間は適用対象外となる)に留まるか否か、細分化防止ルールの具体的な適用範囲と条件、規制対象金融機関の定義・範囲(例えば、「規制対象金融機関a」の「預金取扱機関」の定義における「銀行業務または類似の業務(banking or similar business)」の具体的な内容、「規制対象金融機関g」の「規制対象金融機関のサービス事業体」の定義における「当該類型の規制対象金融機関の活動を展開するために必要不可欠なサービス提供」の具体的な内容)など、追って検討と明確化が待たれる内容が少なからず存在する。それらの内容について、今後OECDによる明確化が期待される。

第 1 の柱の導入スケジュールを予定通りに進めるには、数多くのチャレンジに直面する可能性があるが、ここ数か月の OECD の作業進捗から見て、利益 A のモデルルール各構成要素に関するパブリックコンサルテーション文書の公布がつつがなく進められている。関係企業は関連動向に留意し、必要がある場合は速やかに行動を起こし、適切な評価を行い、新しい国際税制とグローバル租税徴収監督管理体制の整備に関する要求に積極的に対応し、グローバルバリューチェーンとリスク配分を調整することで、リスクの管理・制御する能力を高めることが推奨される。デロイトは引き続き利益 A のモデルルールに関するその他の構成要素に注目し、関連する分析と考察をご提供する。

デロイトは「**Global Tax System Reshaping 2.0 Series**」を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業への潜在的な影響に関する分析を提供しております。より詳しい情報をご希望の場合には、お気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiao Li Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)

German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik
Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区
北京
浦野 卓矢
Partner
Tel: +86 10 8512 5524
Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区
上海
板谷 圭一
Partner
Tel: +86 21 6141 1368
Email: kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel: +86 21 3313 8800
Email: tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州
左 迪
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
Email: ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュートーマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 330,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア (www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、私どもはいかなる (明示的或いは暗示的) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。